



平成 27 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己  
(コード：3647 東証第二部)  
問合せ先 管理部次長 藤井 晃夫  
(TEL：03-5439-6580)

### 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました平成 27 年 8 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 開示すべき不備の内容

当社は、平成 27 年 8 月に当社 100%子会社である株式会社エコ・ボンズが行った太陽光発電用地の所有権及び地位の売却に関して、取引対象不動産が元所有者から販売先を通じて元所有者に所有権移転している外観が確認されたことから、取引経緯に疑義が存在するとして、当該取引の適正・妥当な会計処理を行うために調査分析することが必要であると判断し、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を行いました。

第三者委員会は、平成 27 年 8 月期に係る、株式会社エコ・ボンズにおける売上予定取引の全てについて調査を実施し、調査の結果、株式会社エコ・ボンズにて売上計上を予定していた営業取引については、平成 27 年 8 月期において収益が実現したと客観的にみなすことは困難であり、前受金として会計処理することが妥当であるもの、取引の実態をあらわすため、会計処理を売上高および売上原価の総額計上とはせず、マージン相当額の純額を売上高とすることが妥当であるもの、及び取引が完了したと考える事が困難であり、仮勘定にて処理を行うべきもの等からなることが判明いたしました。

当社は、当該調査結果を受けて会計処理の再検討を行い、平成 27 年 8 月期における株式会社エコ・ボンズにおける営業取引については、当該第三者委員会の指摘に基づき、それぞれ適切であると考えられる会計処理へと変更しております。

また、当該再検討の結果、平成 27 年 8 月期第 3 四半期に係る営業取引の一部についても会計処理の訂正が必要となったため、平成 27 年 8 月期第 3 四半期に係る四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

第三者委員会の調査報告書を基に、こうした事態を招いた原因を分析・評価した結果、

取締役会の機能不全、監査役会の著しい形骸化、大株主や重要な取引先との利害関係を有する者に偏った役員構成、といったコーポレートガバナンスの機能不全、規定と異なる決裁権限の運用、十分に業務が分掌されず独断専行を許し得る組織形態、契約締結・履行の各段階における管理の不徹底、といった社内管理体制における整備・運用上の不備、及び内部監査部門の体制が不十分であったことや、監査役監査がほとんど機能していなかったこと、といった事後的な監視体制の不備、などの問題があったものと認識しております。

これらの全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

## 2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記事実の特定は当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会の調査報告書において指摘された問題点を厳粛に受け止め、今後の不明瞭な取引の再発防止、及び当社のコーポレートガバナンスの回復のために、平成27年11月2日付で経営改革委員会を設置しており、再発防止策の策定、コーポレートガバナンス・コード(CGコード)の検討及び実施等を通じて、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

### 1. コーポレートガバナンスの回復

- (1) 役員選任手続きの見直し
- (2) 役員構成の見直し
- (3) 経営の監督と業務の執行の分離
- (4) 取締役会の審議の活性化
  - ① 審議の活性化を図る会議運営
    - a. 取締役会の資料は会日に先立ち配布する
    - b. 取締役会の資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供する
    - c. 年間の取締役会スケジュールや予想される審議事項について決定しておく
    - d. 審議項目数や開催頻度を適切に設定する
    - e. 審議時間を十分に確保する
  - ② 書面決議を多用せず、取締役会を現実に開催することを大原則とする
- (5) 監査役会の活性化
- (6) 役員のトレーニング

## 2. 内部統制システムの再構築

- (1) 諸規程及びルールの見直しの実施
- (2) 関連当事者か否かのチェックの徹底
- (3) 契約締結プロセスの適正化
- (4) 内部監査及び法務部門の強化
- (5) 内部通報制度の充実
- (6) IT 管理の徹底

## 3. エコ・ボンドにおけるビジネスの再検討

- (1) ビジネスモデルに関する検討の余地
- (2) ビジネス拠点の見直し

上記是正措置の一部として、役員選任手続きの見直し、取締役会審議の活性化等の対応策についてはすでに実行に着手しております。

また具体的な再発防止策につきましては、平成 28 年 1 月 5 日に開催を予定しております第 5 期定時株主総会決議による新たな当社経営体制の発足後、速やかに策定し、決定次第お知らせいたします。

## 4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する事項は、平成 27 年 8 月期の有価証券報告書に反映しており、当該連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

## 5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上